

仕 様 書

件名:健康増進法に基づく胃がん検診(集団検診)(単価契約)

1 目 的

早期に胃がんを発見することによって、がんの早期治療を図ることを目的とする。

2 履 行 期 間・履 行 場 所

契約期間は契約日から令和9年3月31日まで。

検診実施日及び会場は、「令和8年度岡山市胃がん集団検診日程(案)」(別紙2)とする。提示している日程では不都合な場合、令和8年6月2日から7月14日、令和8年9月15日から11月27日のうちで健康づくり課と受託者との協議により調整することは可能だが、地域の要望を優先するため、希望に添えないことがある。なお、日程変更には対応するが、別紙2に記載の各会場で必ず実施すること。

3 対 象 者

市内に居住地を有する者のうち、令和8年度中に50歳以上に到達する者(昭和52年4月1日以前生まれの者)で、かつ令和9年3月31日時点で偶数年齢の者。

ただし、令和7年度の岡山市胃がん検診の未受診者のうち、令和9年3月31日時点で、51歳以上の奇数年齢の者も受診可能とする。

4 受診見込み件数

700件を上限とする。

5 業 務 内 容

岡山市健康増進事業等実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、健康づくり課と受託者で決定した日程で受託者が会場に出向き、検診車による検診を集団方式で行う。また、次の関連業務を含める。

(1) 事前の準備

① 器具等の搬送及び設置

受託者は、検診当日に速やかに業務を遂行できるよう検診器具、表1に掲げる受付物品等の準備を行い、当日搬送する。また、受付物品は、検診終了後、受託者が持ち帰り、契約期間が終了するまで保管すること。

なお、基本的な感染症対策を行うこととし、そのために必要な用品(手指消毒液・マスク・体温計)及び受付に使用する文具等の事務用品は、受託者が用意すること。

表1 受付物品

	備 考
机・椅子	市が受託者に貸与。
胃がん検診票	市が受託者に配布。受付時に受診者の状況に応じて使用。不足が生じた場合は市へ申し出ること。
健康手帳	

② 会場設営

検診会場の設営を行う。会場には入場所を設置し、受診者への感染症対策として、受診要件及び注意事項を掲示すること。なお、原則、電気は自家発電とする。また、気温の上昇が見込まれる日程において建物内を使用できる会場の場合は、愛育委員とともに建物内の状況を確認し、さらに冷房を利用できる

建物であり、冷房を入れる必要があれば電源を入れておく等の熱中症対策を行う。なお、冷房利用に関する情報は別紙2を参照すること。建物内を使用できるかどうかについては契約後受託者に知らせる。

(2) 受付事務

会場での受付は、別紙1「集団検診の受付フロー」に沿って行うこと。受付事務補助(会場内誘導及びマスク着用・手指消毒の声かけ)については、各地域の愛育委員が担当する。なお、市職員は出務しない。

① 愛育委員との打ち合わせ

愛育委員に別紙1をもとに、受付事務補助を説明し、相互にスムーズな運営が出来るよう打ち合わせを行う。

② 検診対象者の確認

居住地、年齢、性別、前年度の受診状況などから検診対象者であることを確認する。マイナ保険証や資格確認書、免許証など公的機関が発行している身分証明証等で本人確認を行い、岡山市に居住地を有することを確認すること。

また、発熱・体調不良が見受けられ、医師が受診できないと判断する場合は、受診者に説明の上、受診を断ること。

③ 問診・検診票記入

胃がん検診票の「費用区分」「フリガナ」「氏名」「生年月日」「性別」「年齢」「電話」「住所」の各欄に未記入箇所がないか、記入された内容が読めるか確認する。特に「フリガナ(氏名)」「生年月日」の内容が読めない場合は受託者が受診者より聞き取りを行い、読めるように太枠内に転記する。

当日の体調、最近の体調の変化、家族の既往歴等について問診を行う。

胃がん検診票の右上部「No」欄へ受付順にナンバリング(受付番号の記入)を行う。

④ 健康手帳の記入

健康手帳を持参した受診者(当日交付を受けた者を含む。)には、健康手帳(胃がん検診の記録)に、受診年月日と実施機関名を記入する。

⑤ 自己負担金の徴収

受診者から自己負担金を徴収する。

・69歳以下の者…1,050円

・70歳以上の者、65歳～69歳で後期高齢者医療資格確認書を持参した者…500円

ただし、次に掲げる者については、自己負担金を免除する。

・岡山市健康診査無料券を持参した者

(3) 検診

検診項目は、胃部エックス線検査とし、実施上の細目については、実施要領に基づき行う。なお、検診には医師が必ず立会うものとする。

医師等が受診者に対して問診を行い、検診後に適量の緩下剤を手渡しする。なお、併せて緩下剤の名称や服用方法を明示した説明書を渡すこと。

(4) 受診者への結果通知

検診日の翌日から起算して30日以内に、胃がん検診(胃部エックス線検査)結果通知書(実施要領様式第4-3号③)により受診者全員に通知すること。

また、結果通知の際には個人情報保護シール(市が受託者に配布)を使用するなど、個人情報の取り扱いには十分に留意すること。

なお、検診結果から精密検査が必要と判定された受診者(以下「要精検者」という。)には、胃がん検診(胃部エックス線検査)結果通知書と併せて表2に掲げる書類等を送付すること。

表2 要精検者への送付物

名 称	備 考
胃がん精密検診依頼書(a)	全て、市が受託者に配布。(a)に必要事項を記入し、(b)に封入封
精密検診依頼書封筒(b)	緘しておくこと。
精密検査実施医療機関一覧表	市が受託者に配布。

※胃がん検診(胃部エックス線検査)結果通知書及び個人情報保護シールの代わりに、受託者が有する独自様式の利用を希望する場合は、該当の様式を2部添えて、事前に健康づくり課へ申し出ること。

健康づくり課は、提出された様式を確認し、利用の可否を速やかに回答する。

※受診者からの検診結果の内容に関する問い合わせについては、受託者が対応すること。

※要精検者の検診結果が緊急性を要する場合は、通常の本人への通知(30日以内)ではなく、速やかに受診者に通知するとともに、健康づくり課へも早めに連絡すること。

(5) 市への結果報告

受診者への結果通知を行う前に、表3に掲げる書類を健康づくり課に提出すること。

表3 健康づくり課への提出物

名 称	備 考
業務日誌(様式(胃)1)	検診会場ごとに1部作成。
健診票送付書	編冊した胃がん検診票の1枚目に編冊する。
胃がん検診票	受診者全員の検診票を受付番号順に編冊。
要精検者一覧表(任意様式)	検診会場ごとに1部作成。
要精検者に送付した胃がん検診(胃部エックス線検査)結果通知書と胃がん精密検診依頼書の写し	

6 手数料の算定方法

①入札(見積)書には、胃がん検診に要する1件あたりの金額(消費税及び地方消費税相当額を**含まない**金額とし、1円未満の端数が生じないこと。)を記載すること。

②開催固定費の単価は次のとおり算定する。

①の金額に係数31.4を乗じた金額(1円未満切り捨て)を1件あたりの金額とする。

③追加配車固定経費単価は次のとおり算定する。

①の金額に係数8.6を乗じた金額(1円未満切り捨て)を1件あたりの金額とする。

※②は、検診車を1台配車するものとし、熱中症対策のための経費(別紙2の枠外を参照)も含めて積算すること。

※検診に係る人件費は、②に計上すること。ただし、同一会場に検診車を複数配車することに伴い出務が必要となる者に係る人件費については、③に計上すること。

7 支払額

本契約は単価契約であり、次の①～③の合計額に**1.1を乗じた**金額(1円未満切り捨て)を支払うものとする。

なお、支払額は、単価契約であるため、実績に基づき変動する。

① 胃がん検診単価に受診者数を乗じた金額

② 開催固定経費(半日あたりの固定経費)に開催日数を乗じた金額

③ 検診車追加配車固定経費(同一会場に複数配車した場合の追加1台あたりの固定経費)に追加台数を乗じた金額

8 手数料の請求

受託者は、当月における全ての検診が終了した後、速やかに実績報告書(様式(胃)2)を作成し、健康づくり課へ提出すること。市による検査が終了した後、速やかに請求書(様式(胃)3)を作成し、健康づくり課へ提出すること。なお、手数料(自己負担金)の徴収がある場合、支払額から自己負担金額を差し引いた額を請求するものとする。

9 指定公金事務取扱について

委託者は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者として、受託者に対し、岡山市保健所及び保健センター条例(平成6年市条例第27条)第3条に定める使用料(本契約に係るものに限る。)の徴収事務を委託する。

受託者は、法第243条の2の2第1項に定める帳簿の保管に替えて、徴収金の内訳を記載した手数料の請求書に、委託者の指示した書類を添付し、委託者に提出しなければならない。

また、受託者は、岡山市会計規則(昭和39年市規則第6号。以下「会計規則」という。)第44条の4に定める検査に協力するものとする。

10 収納金の払込み

9により徴収した使用料については、会計規則第44条の2第4項の規定にかかわらず、手数料の支払い時に払い込むものとする。

11 実績報告書の提出

受託者は、毎月の業務終了後、速やかに実績報告書を委託者に提出しなければならない。

12 その他

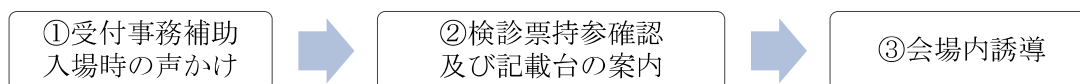
- ① 実施にあたっては、あらかじめ市の現場担当者(岡山市健康づくり課保健センターに所属する担当保健師)を指定するので、綿密に打ち合わせを行うこと。検診車及び受託者スタッフの数については、各検診の精度管理や検診予定時間内での終了に支障がないように配慮すること。
- ② 検診実施にあたり発生した問題については、速やかに、健康づくり課へ報告すること。
- ③ 契約期間終了後であっても、検査結果データ等に疑義等が発見された場合、検査結果データ等の照会に応じること。
- ④ 受託者は、受診結果等記録の漏洩を防止するとともに、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、個人情報の保護に関する法律に基づき、必要な個人情報保護対策を講じるものとする。また、個人情報の保護に関する法律に基づく「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を契約書の作成にあわせて締結すること。
- ⑤ 実施日において検査車両もしくは検査機器に不具合が発生した際は、受託者は直ちに代替の機器を用意する等の速やかな対応をすること。
- ⑥ 本仕様書、契約書及び実施要領に定めのない事項については、健康づくり課と随時協議すること。

集団検診の受付フロー

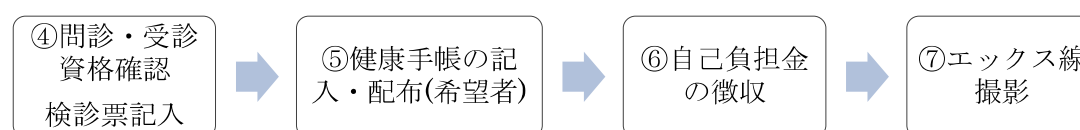
○ 検診当日の流れ

【愛育委員】(①～③は原則として、案内掲示及び声掛けによる誘導とする。

受診者等から質問等があった場合は検診機関職員に伝達し対応を委ねる。)



【検診機関】



○ 受付時愛育委員担当業務

受付事務補助

- ・受託者の指示に従い掲示物・記載台・入場所設置等の会場準備
- ・来場者の会場内誘導、入場時の手指消毒及びマスク着用の呼びかけ
(マスクを忘れた受診者が来場した場合、愛育委員は受託者に連絡し、受託者がマスクを配布する)
- ・検診票未記入・未持参者を記載台へ誘導する。

○ 注意事項

- ・従事中に知った個人情報(住所・氏名・年齢・問診内容等)の取り扱いには、十分に気をつけること。
- ・岡山市に居住していれば、いずれの会場でも受診できる。
- ・検診票の「費用区分」「フリガナ」「氏名」「生年月日」「性別」「年齢」「電話」「住所」の各欄が全て埋まっているか確認する。

令和8年度岡山市胃がん集団検診日程（案）

別紙2

番号	日程案	曜日	受付開始	受付終了	地区	会場名称	会場住所	会場Tel	台数	※熱中症対策
1	6月2日	火	7:30	9:00	御南	御南西公民館	北区田中157-110	244-1855	1	×
2	6月3日	水	7:30	8:30	建部	鶴田連絡所	北区建部町角石谷2063	722-0039	1	③
3	6月4日	木	7:30	9:00	建部	建部町農村教養文化体育施設 (旧中田体育館)	北区建部町中田341-5	なし	1	③
4	6月5日	金	7:00	8:30	藤田	プラッツ藤田店	南区藤田560-209	296-9151	1	×
5	6月8日	月	7:30	8:30	牧石	北公民館 牟佐分室	北区牟佐1013-2	なし	1	①
6	6月10日	水	7:30	8:30	財田	ハローズ東岡山店	中区長岡455-1	279-9086	1	×
7	6月11日	木	7:30	9:00	岡輝	岡輝公民館	北区旭本町1-80	222-0855	1	③
8	6月12日	金	7:30	9:00	五城	五城コミュニティハウス	北区御津新庄3047-1	なし	1	①
9	6月15日	月	7:30	9:00	芳田 (芳田・芳明)	芳田公民館	南区西市96-1	245-0688	1	×
10	6月16日	火	8:00	9:00	山南	山南公民館	東区邑久郷688	946-8165	1	③
11	6月17日	水	7:30	9:00	御野	岡北中学校体育館南	北区津島東1-1-1	252-3256	1	×
12	6月18日	木	7:30	9:00	御津	金川コミュニティハウス	北区御津金川962-1	なし	1	②
13	6月19日	金	7:30	8:30	陵南	ハローズ花尻店	白石西新町9-116	253-5586	1	③
14	6月22日	月	7:00	8:30	操南	山陽マルナカ平井店	中区倉田611-1	276-1160	1	×
15	6月23日	火	7:30	8:30	香和 (津高)	グランドマート津高店	北区津高820	254-1141	1	×
16	6月24日	水	7:30	8:30	香和 (津高)	栢谷集会所(津高地域センター 南側)	北区栢谷(津高地域センター前)	なし	1	①
17	6月25日	木	7:00	9:00	高松	高松公民館	北区津寺104	287-2057	2	③
18	6月26日	金	7:30	9:00	建部	御津公民館(旧御津文化セン ター)	北区御津宇垣1629	724-1441	2	×
19	6月29日	月	7:30	9:00	高島	高島公民館	中区国府市場99-5	275-1341	1	③
20	6月30日	火	7:00	8:30	吉備	吉備公民館	北区庭瀬416	293-2170	2	③
21	7月7日	火	7:30	8:30	竜之口	竜之口コミュニティハウス	中区四御神201-1	なし	1	④
22	9月15日	火	7:30	9:00	千種	万富公民館	東区瀬戸町万富257	953-0610	1	③
23	9月16日	水	7:30	8:30	京山	天満屋ハッピーズ京山店	北区谷万成1-11-46	253-6868	1	×
24	9月17日	木	8:00	9:00	瀬崎	ウェルポートなださき①	南区片岡159-1	363-5001	2	③
25	9月18日	金	7:30	9:00	芳泉 (芳泉・浦安)	南ふれあいセンター	南区福田690-1	261-7051	1	×
26	9月24日	木	7:00	8:30	中山 (一宮)	J A岡山フライト集出荷場(大 窪)	北区大窪567-3	284-0340	1	③
27	9月25日	金	7:30	9:00	芥子山	ニシナフードバスケット西大寺 店駐車場	東区広谷474-9	943-0301	1	×
28	9月28日	月	7:30	8:30	可知	可知小学校	東区可知1-83-2	942-3555	1	④

令和8年度岡山市胃がん集団検診日程（案）

別紙2

番号	日程案	曜日	受付開始	受付終了	地区	会場名称	会場住所	会場Tel	台数	※熱中症対策
29	9月30日	水	8:00	9:00	彦崎	彦崎分館（灘崎体育センター隣）	南区彦崎2686	なし	1	③
30	10月5日	月	7:30	9:00	西大寺	西大寺公民館	東区向州1-1	942-6252	1	×
31	10月8日	木	8:00	9:00	灘崎	ウエルポートなださき②	南区片岡159-1	363-5001	1	③
32	10月9日	金	7:30	9:00	江西	瀬戸公民館	東区瀬戸町瀬戸54-1	952-4146	2	③
33	10月14日	水	7:30	9:00	幡多	東公民館	中区高屋344-1	271-1911	1	×
34	10月15日	木	7:30	9:00	福南 (福島・南輝)	ハローズ岡南店	南区松浜町4-7	261-0086	1	×
35	10月21日	水	7:30	8:30	妹尾	妹尾地域センター	南区箕島1024-8	282-3121	1	③
36	10月23日	金	7:30	8:30	御休	岡山ガーデン	東区寺山147	297-2182	1	×
37	10月26日	月	7:30	8:30	操明	岡山ふれあいセンター西玄関前	中区桑野715-2	274-5151	1	×
38	10月29日	木	7:30	8:30	上南	上南公民館	東区君津636	948-3352	1	③
39	10月30日	金	7:30	9:00	浮田	わたなべ生鮮館城東店	東区中尾295	278-5147	1	③
40	11月2日	月	7:30	9:00	福浜 (福浜・平福)	福浜公民館	南区福富中一丁目16-22	265-4835	1	×
41	11月4日	水	7:00	9:00	中山 (一宮)	ザ・ビッグ岡山一宮店	北区檜津567	284-9200	2	×
42	11月5日	木	7:30	9:00	富山	ハビーズ円山店駐車場	中区円山115-1	276-3311	1	×
43	11月6日	金	7:30	9:00	江西	江尻親和コミュニティハウス	東区瀬戸町江尻1257-1	952-3801	1	①

※熱中症対策（記載の金額は、R7.10 時点のもの）

- ① 冷房利用可：1時間100円
- ② 冷房利用可：2時間100円
- ③ 冷房利用可：無料
- ④ 現時点で確認ができないが、1時間100円を想定
- ×
- 冷房利用不可

(様式(胃) 1)

業務日誌(胃がん集団検診)

令和 年 月 日

岡山市長様

所在地
名称
代表者名

印

下記のとおり、胃がん集団検診を実施したことを報告いたします。

記

1 実施日 令和 年 月 日

2 実施場所 地区：

会場：

3 受診者数 人 (うち精密検査対象者数 人)

4 当日従事者の職種及び氏名

5 添付書類

- ・健診票送付書(胃がん検診票綴りの1枚目に付けること)
- ・胃がん検診票(受診者全員の検診票を受付番号順に編冊したもの)
- ・要精密検査者一覧表(住所・氏名・生年月日・性別・判定内容を記載したもの)
- ・要精密検査者に送付した胃がん検診(胃部エックス線検査)結果通知書と胃精密検診依頼書の写し

実績報告書(胃がん集団検診)

令和 年 月 日

岡山市長様

所在地

名称

代表者名

印

下記のとおり報告します

記

月分

検診日	開催日数	追加台数	受診者数			備考
	開催固定経費 円	検診車 追加配車 固定経費 円	検診単価 (一般) 円	検診単価 (70歳以上、 後期高齢) 円	検診単価 (無料券) 円	
件数計			a	b		金額計
金額						c
					税込金額(c×1.1)	

自己負担 徴収額	受診者区分	単価	件数	自己負担 徴収額小計	自己負担 徴収額合計
	一般		a		
	70歳以上、後期高齢		b		

・月別に分けて岡山市保健所健康づくり課へ1部提出してください。

(様式(胃)3)

請 求 書

岡 山 市 長 様

件名:健康増進法に基づく胃がん検診(集団検診)(単価契約)

請求金額 (d-g)

円

名 称	数 量	単 価	金 額
胃 が ん 検 診 (集 団 検 診)		月 分	
開 催 固 定 経 費	日	円	円
検 診 車 追 加 配 車 固 定 経 費	台	円	円
検 診 単 価 (一 般)	a 人	円	円
検 診 単 価 (70歳以上、後期高齢)	b 人	円	円
検 診 単 価 (無料券)	人	円	円
合 計			c 円
			税込金額 $c \times 1.1$ d 円
自己負担徴収額 (一般)	a 人		e 円
自己負担徴収額 (70歳以上、後期高齢)	b 人		f 円
自己負担徴収額計 (e+f)			g 円

上記の通り請求します。

令和 年 月 日

所 在 地

名 称

代表者名

印

検診番号

胃がん検診（胃部エックス線検査）結果通知書

年 月 日に受診されたあなたの検診結果は次の○印のとおりです。

(所見)

- | | |
|----------------|-----------|
| 1. 異常所見はありません。 | |
| 2. | の所見があります。 |
| 3. | の疑いがあります。 |

指示

1. 今後も定期的に検診を受けましょう。
2. 症状があれば早めに受診をしてください。
3. 必ず精密検査を受けてください。

※ 検査結果についてご不明な点がある場合は、検診実施機関へお尋ねください。

※ 精密検査を受けられるときは、精密検査依頼書（封筒）、健康保険証をお持ちください。

【検診実施機関】

【実施主体】

岡山市保健所 健康づくり課

岡山市北区鹿田町一丁目1番1号 TEL 086-803-1263

～ 岡山市の胃がん検診は2年に1回です ～

3 胃がん検診

(1) 基本的事項

ア 対象者

胃がん検診は、市内に居住地を有する 50 歳以上の偶数年齢の者、並びに前年度未受診の 50 歳以上の奇数年齢の者を対象とする。ただし、問診により妊婦及びその疑いがあると判断される者を除く。

イ 実施方法

胃がん検診は、医療機関において実施する医療機関方式と、検診車等により実施する集団検診方式（問診及び胃部エックス線検査に限る。）による。

(2) 検診の実施

ア 検診項目

検診項目は、問診に加え、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査とし、受診者がいずれかの検査を選択するものとする。

イ 検診票

「胃がん検診票」（様式第 4－3 号①②ア）又は「胃がん（内視鏡）検診票」（様式第 4－3 号①②イ）を作成する。

ウ 問診

問診に当たっては、現在の症状、既往歴、家族歴、過去の検診受診状況等を聴取する。

エ 受診者への説明

胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査の行い方、利益・不利益（偶発症を含む。）等を、事前に明確に説明すること。またあわせて、要精密検査となった場合は、必ず精密検査を受ける必要があることも知らせておくこと。また、精密検査結果の市町村への報告などの個人情報の取扱いについても、受診者に対し十分な説明を行うこととする。

オ 胃部エックス線検査の撮影

（ア）集団検診方式の場合、胃がんの疑いのある者を効率的にスクリーニングする点を考慮し、原則として間接撮影とするが、地域の実情に応じ直接撮影を用いて差し支えない。間接撮影は 7×7 cm 以上のフィルムを用い、撮影装置は被曝線量の低減を図るため、I・I 方式が望ましい。

（イ）撮影機器の種類（直接・間接・DR 撮影、I・I 方式等）を明らかにする。

（ウ）撮影枚数は最低 8 枚以上とする。

（エ）撮影の体位及び方法は日本消化器がん検診学会による「新・胃 X 線撮影法ガイドライン改訂版（2011 年）」を参考にすること。

（オ）造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に（180～220W/V% の高濃度バリウム、120～150ml とする）保つとともに、副作用等の事故に注意する。

（カ）消化管の閉塞又はその疑いのある患者、造影剤に対しアレルギーのある者には造影剤の投与は禁忌である。

（キ）造影剤の腸管停留による副作用防止のため、次の点に留意する。

①受診者の日常の排便状況に応じた下剤投与を行うこと

②迅速に硫酸バリウムを排出する必要があるため、十分な水分の摂取を患者に指導すること

③患者に排便状況を確認させ、持続する排便困難、腹痛等の消化器症状があらわれた場合には、直ちに医療機関を受診するように指導すること

（ク）造影剤によるショック、アナフィラキシー症状に十分注意する。

（ケ）自治体や医師会等から報告を求められた場合には撮影技師の全数と、日本消化器がん検診

学会認定技師数を報告する（撮影技師が不在で医師が撮影している場合は除く）。

カ 胃部エックス線検査の画像読影

- （ア）胃部エックス線写真の画像読影は、原則として十分な経験を有する2名以上の医師によって行うこと。その結果に応じて、過去に撮影した胃部エックス線写真と比較読影することが望ましい。読影結果の判定は、日本消化器がん検診学会「胃X線検診のための読影判定区分」[参考資料10]によって行うこと。
- （イ）医療機関方式での実施にあたり、2名以上の医師による画像読影（以下「二重読影」という。）が検診医療機関において困難な場合は、市内各医師会の中に設置した胃部エックス線写真読影委員会に写真画像を提出し、二重読影を受けること。
- （ウ）必要に応じて過去に撮影したエックス線写真と比較読影する。

キ 胃内視鏡検査の実施

- （ア）胃内視鏡検査の協力医療機関は、デジタル形式（JPEG又はDICOM形式）で画像の記録が可能であり、かつ次のいずれかに該当する医師（以下「胃内視鏡検診実施医」という。）が検査を行う機関とし、あらかじめ市の承認を受けること。
 - a 日本消化器がん検診学会認定医もしくは総合認定医
 - b 日本消化器内視鏡学会専門医
 - c 日本消化器病学会専門医
 - d 診療・検診にかかわらず、年間概ね100件以上もしくは直近10年以内に概ね1,000件以上の胃内視鏡検査を実施している医師
- （イ）前項の胃内視鏡検査の協力医療機関として承認を受けようとするときは、「胃内視鏡検査協力医療機関届」（様式第4-3号⑨）に、次に定める書類を添えて、岡山市保健管理課へ届出ること。
 - a 胃内視鏡検診実施医が、前項a～cのいずれかに該当する場合は、当該専門医等であることを証する書類の写し。（複数に該当する場合は、いずれか一つの資格を証する書類のみの添付で足りる。ただし、a又はbに該当する医師については、当該資格を証する書類の添付を優先すること）
 - b 胃内視鏡検診実施医が、前項のdに該当する場合は、「胃内視鏡検査実績報告書」（様式第4-3号⑩）を添付すること。また、胃内視鏡検査の協力医療機関の届出内容に変更が生じたときには「胃内視鏡検査協力機関変更届」（様式第4-3号⑪）を、胃内視鏡検査の協力医療機関の承認を辞退するときは、「胃内視鏡検査協力医療機関辞退届」（様式第4-3号⑫）を岡山市保健管理課へ提出すること。
- （ウ）胃内視鏡検査の観察範囲は食道・胃・十二指腸球部とする。
- （エ）内視鏡画像の撮影コマ数は、食道・胃・十二指腸を含めて30～40コマとする。
- （オ）胃内視鏡検査の実施に当たっては、日本消化器がん検診学会による「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル（2024改訂第2版）」（以下「胃内視鏡検診マニュアル2024」という。）を参考にすること。なお、胃内の観察記録方法は、A法（噴門から順行性に観察して幽門輪に達し、ターン観察で噴門に戻ってくる方式）又はB法（胃内に入ってから幽門輪に進んでからターン観察で噴門に戻り、ターンを外して見下ろし観察する方式）のどちらでも差支えない。
- （カ）内視鏡機器の洗浄・消毒については、日本消化器内視鏡学会を中心に作成されている内視鏡機器の洗浄・消毒に関するガイドラインやマニュアル等、又は機器メーカー指定の洗浄・消毒方法を遵守するなど、感染防止策を講じること。

(キ) 偶発症の発生に備えるために、協力医療機関は、胃内視鏡検診マニュアル 2024 を参考に、必要な救命救急設備や医薬品を配備する等の準備を行うこと。

(ク) 偶発症の発生を把握した協力医療機関は、「第 6 健康診査 (7) 健康診査実施機関の役割等 カ」に基づき、速やかに岡山市健康づくり課へ報告すること。

ク 胃内視鏡検査の画像読影

(ア) 胃内視鏡検査の画像読影については、胃内視鏡検診実施医以外の以下の a 又は b に該当する資格を有する医師による読影（以下、「ダブルチェック」という。）を必須とする。

a 日本消化器がん検診学会認定医もしくは総合認定医

b 日本消化器内視鏡学会専門医

(イ) ダブルチェックの方法は、原則、市内各医師会が設置する胃内視鏡検査読影委員会（以下「内視鏡読影委員会」という。）にデジタル画像（J P E G 又は D I C O M 形式）を提出し、2 回目の読影を行う方式によることとする。

ただし、検診医療機関においてダブルチェックを実施することができる場合は、内視鏡読影委員会への提出を免除する。なお、ダブルチェックに従事する医師は常勤・非常勤の別を問わない。

(ウ) ダブルチェックの方法については、「胃内視鏡検査協力医療機関届」（様式第 4-3 号 ⑨）により、岡山市保健管理課に届け出ること。

(エ) 胃内視鏡検査の画像読影に当たっては、胃内視鏡検診マニュアルを参考にすること。

ケ 胃がんの予防についての指導

日本人の生活様式の変化あるいは医療技術の進歩による早期胃がんの発見などの要因により、日本人の胃がんの年齢調整死亡率に減少がみられている。しかしながら年齢調整死亡率や悪性新生物死亡全体に占める割合において、男女とも高いのが現状である。このため胃がんに対する正しい知識の普及は大変重要となる。したがって検診会場においても、受診者に対して食生活や喫煙、ヘリコバクター・ピロリ感染等との関係について理解を得るよう努める。

(3) 検診結果の通知

検診の結果については、精密検査の必要性の有無を付し、受診者に速やかに通知するものとする。

ア 医療機関方式

(ア) 医療機関は、検診終了後直ちに画像を読影し、「胃がん検診票」（様式第 4-3 号①②ア）又は「胃がん（内視鏡）検診票」（様式第 4-3 号①②イ）に所見、精密検診の必要性の有無等を記入し、医師会を経由して速やかに市へ送付するものとする。また、要精検者については、「胃がん精密検診依頼書」（様式第 4-3 号④⑤⑦）を作成する。

(イ) 医療機関は、受診者に検診結果に基づき必要な指導を行う。要精検者に対しては、精密検診の受診勧奨を行う。なお、精密検診も併せて実施した医療機関は、「胃がん精密検診結果通知書」（様式第 4-3 号⑦）によって、精密検診結果を速やかに岡山大学病院岡山県がん登録室へ報告する。

イ 集団検診方式

(ア) 検診実施機関は、検診終了後直ちに胃部エックス線写真を読影し、「胃がん検診票」（様式第 4-3 号①②ア）に所見、精密検診の必要性の有無等を記入し、速やかに市へ送付する。

(イ) 検診実施機関は、検診結果に基づいて「岡山市胃がん検診（胃部エックス線検査）通知書」（様式第 4-3 号③）もしくは「岡山市胃がん検診（胃部エックス線検査）通知書」（様式第 4-3 号③）に準ずるとして、あらかじめ市が使用を承認した結果通知様式（以下、「岡山市

胃がん検診（胃部エックス線検査）通知書」（様式第4－3号③）とあわせ、「胃がん検診通知書等」という。）を作成し、要精検者には、「胃がん精密検診依頼書」（様式第4－3号④⑤⑦）を作成する。

（ウ）市は、検診実施機関の協力を得て受診者に対し、胃がん検診通知書等により速やかに検診結果を通知する。なお、要精検者には、「胃がん精密検診依頼書」（様式第4－3号④⑤⑦）を送付し、医療機関で速やかに受診するよう指導する。

（4）精密検診結果の取扱い

ア 要精検者の精密検診を実施した医療機関は、精密検診の所見等を「胃がん精密検診結果通知書」（様式第4－3号④⑤⑦）に記入のうえ、岡山市用（様式第4－3号⑦）を速やかに岡山大学病院岡山県がん登録室へ提出するとともに、「胃がん精密検診結果通知書」（様式第4－3号⑤）を一次検診機関へ送付する。

イ 岡山大学病院岡山県がん登録室は、この報告に基づき、「胃がん精密検診結果通知書」（様式第4－3号⑦）により市へ報告する。

（5）精密検診の受診勧奨

胃がん検診を受診した医療機関及び集団検診の実施機関から、要精検者として報告された者に対し、市は、書面の送付等により、精密検診の受診を勧奨する。

（6）記録の整備

ア 市は、継続的な保健指導に役立てるため、氏名、性別、年齢、住所、過去の検診の受診状況、画像の読影の結果、精密検査の必要性の有無等を記録する。また、あわせて医療機関における確定診断の結果及び治療の状況等を記録する。

イ 実施報告

市は、検診実績を取りまとめ、報告書でもって県に報告する。

ウ 検診実施機関は、適切な方法及び精度管理の下で胃がん検診が円滑に実施されるよう、チェックリスト（検診実施機関用）を参考とするなどして、胃部エックス線検査、胃内視鏡検査等の精度管理に努める。

エ 画像、問診記録及び検診結果などの関係書類は少なくとも5年後の年度末まで保存しなければならない。

（7）事業評価

胃がん検診の実施に当たっては、適切な方法及び精度管理の下で実施することが不可欠であることから、市は、チェックリスト（市町村用）を参考にし、検診の実施状況を把握すること。その上で必要に応じ、胃内視鏡検診運営委員会における検討結果も踏まえ実施体制の整備及び実施方法の改善に努めること。